

浜松市とインド工科大学ハイデラバード校との人的・経済交流に関する覚書（意識）

浜松市とインド工科大学ハイデラバード校（以下、「IITH」という）とは、相互理解と友好関係を深めながら、双方の人的・経済的交流の促進に協力して取り組むため、本覚書を作成する。

第1条 目的

IITHの学生等や、双方地域の企業等が相互に活発に人的交流・経済的交流をすることができるよう、双方が共同して支援し、特に次の点において努力する。

- 1 双方は、相手方が求める人材育成や産業の活性化への貢献ができるよう、人的交流を促進する取り組みについて、可能な限り協力する。
- 2 双方は、相手方が求める研究開発や技術革新など必要な産学官連携をはじめとした経済交流について、可能な限り支援する。
- 3 双方は、IITHの学生等が浜松市内で活躍できるよう、就労や生活について必要な情報提供や環境整備を可能な限り支援する。

第2条 有効期間

- 1 本覚書は、署名した日から効力を発するものとする。
- 2 本覚書は、5年有効であるとし、双方の合意に基づき延長できるものとする。
- 3 どちらかが6カ月前に書面で通知することで、本覚書を解約することができる。
- 4 本覚書が解約された場合、本覚書に基づく取り決めや実施中のプログラムは、双方の合意の範囲において効力を持たせることができる。

第3条 法的効力

本覚書は、法的拘束を持つ文書ではなく、いずれの当事者にとっても遵守すべき義務を伴うものではないことを了解する。

第4条 その他

本覚書に定めるもののほか、必要な事項は両者の協議の上、決定する。

本覚書に基づく協力は、双方が本覚書に署名した日に発効する。本覚書2024年12月26日にインド工科大学ハイデラバード校にて日本語及び英語により各2部作成し、両者の代表者が署名する。双方が1部ずつ保管し、いずれの言語も正文とする。

2024年12月26日、インド工科大学ハイデラバード校にて

日本国
浜松市長
中野祐介

インド共和国
インド工科大学ハイデラバード校学長
B. S. Murty
